

**「豊橋市景観計画（素案）及び豊橋市まちづくり景観条例の改正の考え方」  
についての意見募集結果**

**1. パブリックコメントの概要**

- (1) 意見募集期間：令和3年1月8日（金）～令和3年2月8日（月）
- (2) 説明会の実施：第1回 令和3年1月9日（土）13時～14時（市役所13階講堂）  
第2回 令和3年1月13日（水）19時～20時（市役所13階講堂）
- (3) 意見提出者数：2名
- (4) 意見件数：3件

**2. 意見の概要と市の考え方**

寄せられた意見の概要及び意見に対する市の考え方は次のとおりです。

No.	意見の内容	意見に対する市の見解
1	景観重要建造物の指定について、重要なものであることの判断は、市役所以外の人の意見も聴くと良い。	豊橋市まちづくり景観審議会に意見を聴きます。
2	届出対象の行為について、景観形成基準に合わない場合、市の対応が必要である。	景観法と豊橋市まちづくり景観条例の規定に沿って対応します。
3	表浜海浜エリアに風力発電施設の建設計画があった際に、対応が必要と考える。	景観計画の基準に適合するよう対応します。